

立川市一時預かり事業指導検査基準

令和7年11月1日適用
立川市

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、次項の規定に基づく「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

〔凡例〕 以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）	児童福祉法
2	児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）	児童福祉法施行規則
3	一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号）	こ成保第191号通知
4	保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）	保育所保育指針
5	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）	児童虐待防止法
6	児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成13年6月15日雇児総発第402号）	雇児総発第402号通知
7	特定教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号）	こ成安第36号通知
8	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）	府令
9	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）	子・子法施行規則
10	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	省令
11	立川市一時預かり事業費補助金交付要綱（平成19年6月5日要綱第26号）	立川市一時預かり事業費補助金交付要綱

目 次

一時預かり事業

1	事業の内容	1
2	届出内容の変更	1
3	実施方法	1
	（1）一般型	1
	（2）幼稚園型Ⅰ	1
4	その他の留意事項	8
	（1）虐待等の行為	8
	（2）休息等の状況	9
	（3）保護者との連絡状況	9
	（4）児童の安全管理の状況	9
	（5）健康状態の把握	9

特定子ども・子育て支援施設

1	利用児童を平等に取り扱う原則
2	秘密保持等
3	備付書類と記録の整備等
	（1）教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録
	（2）記録の整備
	（3）電磁的記録等
4	利用料及び特定費用の額の受領
	（1）利用料の額の受領
	（2）特定費用の額の受領
5	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付
	（1）領収証の交付
	（2）特定子ども・子育て支援提供証明書の交付
6	保護者に関する市への通知

立川市一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
1 事業の内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。	(1) 児童福祉法第6条の3第7項 (2) こ成保第191号通知別紙「一時預かり事業実施要綱」3			
2 届出内容の変更	施設の届出事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に市に変更届を提出することが必要である。 (変更届出事項) 1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) 3 条例、定款その他の基本約款 4 職員の定数及び職務の内容 5 主な職員の氏名及び経歴 6 事業を行おうとする区域(市の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、市の名称を含む。) 7 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 9 事業開始の予定年月日	(1) 児童福祉法第34条の12第2項 (2) 児童福祉法施行規則第36条の33	1 変更が生じた場合、一月以内に変更届を届け出ているか。	(1) 変更について変更届を届け出していない。 (2) 変更が生じてから、一月以内に変更届を提出していない。	C B
3 実施方法	一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして、児童福祉法施行規則で定める基準を遵守しなければならない。 また、こ成保第191号通知ほか関係通知等に従って実施しなければならない。	(1) 児童福祉法第34条の13 (2) 児童福祉法施行規則第36条の35 (3) こ成保第191号通知別紙「一時預かり事業実施要綱」4			
(1) 一般型					
① 実施場所	① 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所で実施すること。	(1) こ成保第191号通知別紙「一時預かり事業実施要綱」4(1)	1 実施場所は市に届け出た施設と同一か。	(1) 市に届け出た施設と別の場所で実施している。	C
② 設備基準及び保育の内容	② 児童福祉法施行規則第36条の35第1号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。 【a）設備】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊技場を除く。）を設けること。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第1号 (2) 児童福祉法施行規則第36条の35第1号イ (3) 省令第32条	2 構造設備が基準を満たしているか。	(2) 構造、設備が基準を満たしていない。	C

立川市一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
③ 職員の配置	【乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所】 (ア)乳児室又はほふく室、便所を設けること。 (イ)乳児室又はほふく室は、保育に必要な用具を備えること。 (ウ)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 【満2歳以上の幼児を入所させる保育所】 (ア)保育室又は遊戯室及び便所を設けること。 (イ)保育室又は遊戯室は、保育に必要な用具を備えること。 (ウ)満2歳以上の幼児1人につき、保育室又は遊戯室の面積にあっては1.98平方メートル以上とすること。 【b）保育の内容】 児童福祉法施行規則第36条の35第1号ニの規定に準じ、保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、保育所保育指針に従うものとする。 【c）食事の提供】 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。以下同じ）において は、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。 ③ 児童福祉法施行規則第36条の35第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、その配置を全て保育士であるものとする。 当該保育従事者の数は2人を下回ることはいできない。	(1) 保育所保育指針 (2) 子ども・子育て支援法施行規則第1条の2（1）～（12） (1) 省令第33条 (2) 立川市一時預かり事業費補助金交付要綱第2条第1項	3 保育指針に則った養護及び教育が行われているか。 4 保育に必要な用具を備えているか。 5 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えているか。 6 必要な数の職員を配置しているか。 7 資格保有者が適切に配置されているか。	(1) 保育指針に則った養護及び教育を行っていない。 (1) 保育に必要な用具を備えていない。 (1) 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えていない。 (1) 必要な数の職員が配置されていない。 (1) 資格保有者が適切に配置されていない。	C C C C C
(2) 幼稚園型 I ① 実施場所	① 幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）で実施すること。	(1) こ成保第191号通知別紙「一時預かり事業実施要綱」4（2）	1 実施場所は市に届け出た施設と同一か。	(1) 市に届け出た施設と別の場所で実施している。	C
② 設備基準及び教育・保育の内容	② 児童福祉法施行規則第36条の35第2号イ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の35第2号ニ、ホ	2 構造設備が基準を満たしているか。 3 保育指針又は幼稚園教育要領に則った養護及び教育が行われているか。	(2) 構造、設備が基準を満たしていない。 (3) 保育指針又は幼稚園教育要領に則った養護及び教育が行われていない。	C
		(2) 子・子法施行規則第1条の2	4 保育に必要な用具を備えているか。 5 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えているか。	(4) 保育に必要な用具を備えていない。 (5) 食事の提供を行う場合において、加熱や保存等の調理機能を有する設備を備えていない。	C C

立川市一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
③ 職員の配置	③ 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号ロ及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上とすること。当該教育・保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができること。 また、保育士又は幼稚園免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、アに掲げる者又はイからオまでに掲げる者で市長が適切と認める者とする。なお、イからオまでに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要がある。 （ア）区市町村長等が行う研修を修了した者 （イ）小学校教諭普通免許状所有者 （ウ）養護教諭普通免許状所有者 （エ）幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者 （オ）幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）	（3）立川市一時預かり事業費補助金交付要綱第2条第2項 （1）児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号ロ、ハ （2）子・子法施行規則第1条の2第1項2、3 （3）省令第33条第2項	6 必要な数の職員を配置しているか。 7 資格保有者が適切に配置されているか。	（6）必要な数の職員が配置されていない。 （7）資格保有者が適切に配置されていない。	C C
④ 研修	④ 保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。 ア「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。 イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、検査実施の前年度末時点で修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。	（4）こ成保第191号通知別紙「一時預かり事業実施要綱」4（2）⑤	8 保育士及び幼稚園教諭以外の教育・保育従事者は、必要な研修を受講しているか。	（8）保育士及び幼稚園教諭以外の教育・保育従事者が、必要な研修を受講していない。	C

立川市一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
4 その他留意事項	職員は、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。「児童虐待」とは、次に掲げる行為をいう。 ア 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 ウ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による1、2又は4の行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 エ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	(1) 児童虐待防止法第2条、第3条	1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。 (2) 一部不適切な行為がある。	C B
(1) 虐待等の行為					
(2) 休息等の状況	子どもの発達過程に応じて、安全な環境の下で休息を取ることができるようにすること。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④、イ(イ)④、3(2)オ	1 午睡等の適切な休息をとっているか。 2 午睡時の安全対策を講じているか。	(1) 午睡などの適切な休息を全くとっていない。 (2) 休息のために適切な環境を確保していない。 (3) 午睡時の安全対策が不十分である。	C B B
(3) 保護者との連絡状況	子どもの保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。 保護者に対する支援は、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信など様々な機会を活用し、子どもの様子や日々の保育の意図などを説明して保護者との相互理解に努めること。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア	1 保護者との連絡は十分か。	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である	C B B
(4) 児童の安全管理の状況	保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。 ア 危険な場所、設備等を把握し、囲障の設置、鍵等の状況を点検しているか。 イ 携帯電話等による連絡体制を確保しているか。 ウ 施設で事故が発生した場合は、適切な処置がとられているか。 エ 不慮の事故が発生した場合の報告が行われているか。 第1報は原則事故発生当日、第2報は原則1カ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果においては、でき次第報告すること。	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2) (2) 雇児総発第402号通知 (3) 保育所保育指針 第3章1(3)ア (4) こ成安第36号通知	1 児童の事故防止に配慮しているか 2 事故発生時に適切な処置がとられているか。 3 事故報告を市に、速やかに行っているか。	(1) 児童の事故防止に配慮していない。 (2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。 (1) 事故発生時に適切な処置がとられていない。 (2) 事故発生時に適切な処置が不十分である。 (1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B C B

立川市一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(5) 健康状態の把握	実施施設は、児童の健康状態の把握に努めること。	(1) 保育所保育指針第4章3(1)イ	1 児童の健康状態を把握しているか。	(1) 児童の健康状態を把握していない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B
特定子ども・子育て支援施設					
1 利用児童を平等に取り扱う原則	提供者は、利用児童の国籍、信条、社会的身分または特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かについて、差別的取扱いをしてはならない。	(1) 府令第59条	1 国籍、社会的身分等により、差別的取扱いをしていないか。	(1) 差別的取り扱いをしている。 (2) 一部不適切な行為がある。	C B
2 秘密保持等	1 特定子ども・子育て支援を提供する施設または事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 提供者は、小学校、他の提供者その他の機関に対して、利用児童に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該利用児童に係る保護者の同意を得ておかなければならない。 この文書による同意については、あらかじめ保護者の承諾があれば、当該文書による同意に代えて、電子情報処理組織（提供者の使用に係る電子計算機（コンピューター等）と保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線（インターネット等）で接続したもの）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、提供者は、当該文書による同意を得たものとみなす。	(1) 府令第60条第1項 (1) 府令第60条第2項 (2) 府令第60条第3項 (3) 府令第62条第6項	1 職員及び管理者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用児童またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置（規程の整備、雇用時の取決め等）を講じているか。 2 正当な理由がなく秘密を漏らしていないか。 利用児童に関する情報を他の機関に提供する際に、あらかじめ文書または電磁的方法により保護者の同意を得ているか。	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。 (1) 正当な理由がなく秘密を漏らしている。 (1) あらかじめ文書等により同意を得ていない。	C B C C
3 備付書類と記録の整備等					
(1) 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援提供者（以下「提供者」という。）は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	(1) 府令第54条	2 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	(1) 記録をしていない。 (2) 記録の内容が不十分である。	C B
(2) 記録の整備	1 提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	(1) 府令第61条第1項	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 職員、設備または会計に関する諸記録が整備されていない。 (2) 諸記録の整備が不十分である。	C B

立川市一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
	2 提供者は、府令第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	(1) 府令第61条第2項	2 特定子ども・子育て支援の提供の記録及び保護者に関する市への通知に係る記録を整備し、5年間保存しているか。	(1) 提供の記録または保護者に関する市への通知に係る記録を整備していない、または5年間保存されていない。 (2) 記録の整備・保存が不十分である。	C B
(3) 電磁的記録等	1 提供者は、府令の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録（HD、CD、DVD等）により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、電磁的方法（メール、HP、FD・CD-ROM等）により提供することができる。 この場合において、提供者は当該書面等を交付または提出したものみなす。 なお、電磁的方法により提供する際は、あらかじめ、保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。 ① 府令第62条第2項各号に規定する方法のうち提供者が使用するもの ② ファイルへの記録の方式 2 電磁的方法により提供する場合は、保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 3 府令第62条第4項の規定による承諾を得た提供者は、保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、保護者に対し、電磁的方法によって提供してはならない。	(1) 府令第62条第2項、第4項 (1) 府令第62条第3項 (1) 府令第62条第5項	1 電磁的方法により提供する際は、あらかじめ保護者から文書または電磁的方法による承諾を得ているか。 2 電磁的方法の種類及び内容を明示しているか。 1 保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるか。 1 電磁的方法による提供を受けない旨の申出をした保護者に対して電磁的方法による提供を行っているか。	(1) あらかじめ承諾を得ず電磁的方法で提供している。 (1) 電磁的方法の種類及び内容を明示していない、または明示が不十分である。 (1) 記録を出力することによる文書を作成できない。 (2) 一部記録を出力することによる文書を作成できない。 (1) 電磁的方法により提供している。	B B C
4 利用料及び特定費用の額の受領 (1) 利用料の額の受領（施設等利用費（無償化分）が償還払の場合）	提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（以下「保護者」という。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（特定費用に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。	(1) 府令第55条第1項	1 保護者との間に締結した契約により定められた利用料の額を徴収しているか。	(1) 徴収した額が適正でない	C

立川市一時預かり事業指導検査基準

項目	基本的考え方	関係法令等	観点	判断基準	評価
(2) 特定費用の額の受領	提供者は、利用料（法定代理受領の場合は、施設等利用費控除利用料）のほか、特定費用の額の支払を保護者から受けることができる。この場合において、提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面または当該書面に係る電磁的記録により明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。 ※ 特定費用とは、つぎに掲げる費用をいう。 (1) 日用品、文房具その他の特定子ども・子育て支援に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定子ども・子育て支援に係る行事への参加に要する費用 (3) 特定子ども・子育て支援施設を提供する施設または事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 (4) (1)～(3)のほか、特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	(1) 府令第55条第2項 (2) 府令第52条第1項	特定費用の額の支払を受けるに当たり、保護者に当該支払を求める金銭の使途、額、理由について書面または電磁的記録により明らかにするとともに、説明し同意を得ているか。	(1) 支払を受けるに当たり、金銭の使途、額、理由について書面等により明らかにしていない。 (2) 保護者に説明していない、または同意を得ていない。	B B
5 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付 (1) 領収証の交付 (2) 特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	1 提供者は、利用料（法定代理受領の場合は、施設等利用費控除利用料）及び特定費用の支払を受ける際、当該支払をした保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、特定費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。 提供者は、利用料及び特定費用の支払をした保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。	(1) 府令第56条第1項、第57条 (1) 府令第56条第2項、第57条	1 利用料及び特定費用の支払を受けた際に、保護者に領収証を交付しているか。 2 領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しているか。 1 利用料及び特定費用の支払をした保護者に対し、施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	(1) 領収証を交付していない。 (2) 領収証について、利用料の額と特定費用の額とを区分していない。 (1) 特定子ども・子育て支援提供証明書を交付していない。 (2) 施設等利用費（無償化分）の額の通知をしていない。 (3) 特定子ども・子育て支援提供証明書の記載内容が不十分である。	C C C C B
6 保護者に関する市への通知	提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（以下「利用児童」という。）に係る保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市に通知しなければならない。	(1) 府令第58条	1 保護者に関する不正な行為による施設等利用費の受給等について、市に通知しているか。	(1) 市に通知をしていない。	C